調剤レセプト及び処方せんへの医療機関コード等の 記載について

<u>第1 現状と課題</u>

現在、調剤レセプトには、処方を行った保険医療機関の所在 地及び名称を記載することとしているが、都道府県番号及び医 療機関コードについては記載がなされていない。(資料 P2.4)

このため、保険者において調剤レセプトと処方せんを発行した保険医療機関の医科レセプト(又は歯科レセプト)との突合を行う際に、手間がかかっている状況にある。

なお、平成20年度診療報酬改定の答申の意見書には「5 診療報酬における包括化やIT化の進展等の状況変化を踏まえて、診療報酬の請求方法や、指導・監査等適切な事後チェックに資するための検討を行うこと。」とされているほか、同様の内容について「規制改革推進のための3カ年計画(再改定)」が閣議決定されている。(資料P1)

注)・処方せんは、保険医療機関及び保険医療養担当規則(省令)により規定。・調剤レセプトは、告示により規定。

第 2 論点

調剤レセプトへ都道府県番号及び医療機関コードを記載するためには、処方せんにも都道府県番号及び医療機関コードを記載する必要があり、これらの記載を加えることとしたい。(資料 P2~5)

調剤レセプト及び処方せんへの医療機関 コード等の記載について

(参考資料)

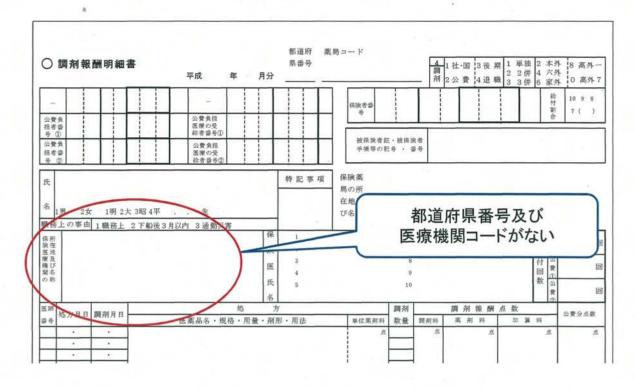
レセプト様式見直しについての要望

- ① 答申書付帯意見(平成20年2月13日)
 - 5 診療報酬における包括化やIT化の進展等の状況変化を踏まえて、診療報酬の 請求方法や、指導・監査等適切な事後チェックに資するための検討を行うこと
- ② 規制改革推進のための3カ年計画(再改定) (平成21年3月31日閣議決定)(抜粋)

現在、調剤レセプトには、医療機関コードの記載がないことから、保険者において医科・歯科レセプトとの突合を行う際に、手間がかかっている状況にある。 今後、レセプトオンライン化の過程の中で、医科・歯科レセプトと調剤レセプトの突合を容易に行えるよう、処方せん・調剤レセプトに医療機関コードを記載することを検討する。

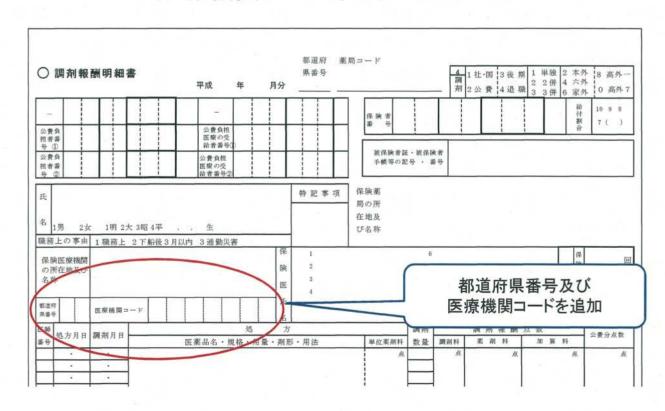
(23年度のレセプトオンライン化の過程で検討)

現行の調剤レセプト様式

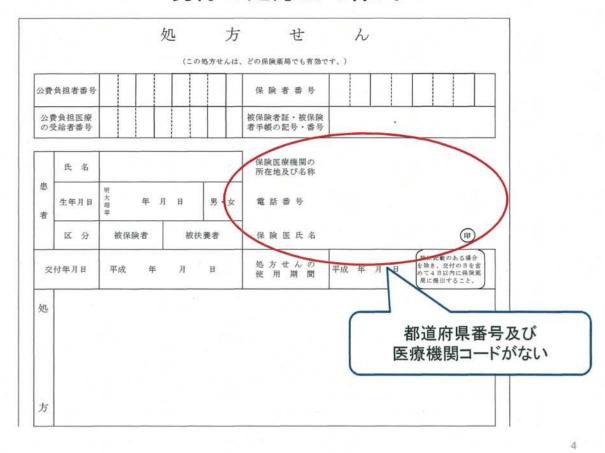


2

医療機関コード等の追加イメージ



現行の処方せん様式



医療機関コード等の追加イメージ

